



平成18年6月9日

各 位

会社名 福留ハム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中島 修治  
(コード番号2291 東証2部)  
問合せ先 管理本部長 吉田 裕二  
TEL 082-278-6161

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月24日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款一部変更の趣旨及び目的

##### (1) 公告方法

会社法第939条の規定により、周知性の向上および経営の合理化を図るために、変更案第5条（公告方法）の条文を一部変更し電子公告制度を導入することとし、あわせて不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。

##### (2) 取締役の員数および任期

経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を機動的に構築できるよう、取締役の員数を9名以内に減員するとともに、取締役の任期を1年に短縮することとし、変更案第18条（員数）および第20条（任期）について所要の変更をするものであります。

##### (3) 会社法（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴う変更についての概要は次のとおりであります。

- ① 会社法第326条第2項の規定により、変更案第4条（機関）を新設し取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を明記するものであります。
- ② 会社法施行規則第94条第1項の規定により、株主総会参考書類等をインターネットを利用する方法で開示することで、株主に対して提供したものとみなすことが認められたことに伴い、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ③ 会社法第370条の規定により、変更案第25条（取締役会の決議方法）第2項を新設し、迅速な意思決定を可能とするため取締役会の決議の省略について明記するものであります。

- ④ 会社法第427条の規定により社外監査役および会計監査人との責任限定契約が認められることに伴い、社外監査役および会計監査人の社外性を考慮して、そのリスクを合理的な範囲とするため、変更案第36条（監査役の責任免除）第2項、第37条（会計監査人の責任免除）を新設し、関連して第5章の表題に会計監査人を加えるものであります。なお、変更案第27条（取締役の責任免除）、第36条（監査役の責任免除）第1項についても、このたびの定款変更に合せて新設するものであります。
- ⑤ 会社法第459条第1項および第460条の規定により、剰余金の配当等を株主総会の決議ではなく、取締役会の決議により定めることが認められたことに伴い、必要に応じた機動的な配当の実施を可能とするため、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ⑥ ①～⑤のほか、変更案第7条（株券の発行）、第9条（単元未満株式についての権利）、第12条（招集）第2項、第13条（定時総会の基準日）、第40条（剰余金配当金の基準日）を新設し、現行定款第9条（基準日）、第14条（議事録）、第23条（取締役会の議事録）、第32条（監査役会の議事録）、第35条（利益配当金）、第36条（中間配当金）を削除するものであります。
- ⑦ その他、必要な規定の加除、修正、新設等全般に渡って所要の変更をするものであります。
- (4) 以上のほか、定款全般にわたり構成の整理、表現の変更、字句の整理及びそれに伴う条数の変更などを行なうものであります。

## 2. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月24日  
 定款変更の効力発生日 平成18年6月24日

## 3. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)            第1条 当社は、福留ハム株式会社と称し、            英文では、FUKUTOME MEAT PACKERS,            LTD. と表示する。</p> <p>(目的)            第2条 当社は、次の事業を営むことを目            的とする。</p> <p>(1) } (省 略)            (15) }</p> <p>(本店の所在地)            第3条 当社は、本店を広島市に置く。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)            第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)            第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)            第3条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、6,800万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式の数は1,000株とする。 2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株式取扱規程) 第7条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続および手数料は、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、6,800万株とする。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(名義書換代理人)  第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。  2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換</u>、<u>単元未満株式の買取</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては、<u>これを取扱わない</u>。</p> <p>(基準日)  第9条 当社は、毎年3月31日の最終の<u>株主名簿</u>および<u>実質株主名簿</u>に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。  2. <u>前項のほか、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>(株主名簿管理人)  第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。  3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の<u>株主名簿</u>、<u>新株予約権原簿</u>および<u>株券喪失登録簿</u>に関する事務は、<u>これを株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(株主総会の招集)  第10条 当社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。  (新 設)  (新 設)</p>	<p>(招集)  第12条 (現行どおり)  2. <u>当社の株主総会は、本店所在地において招集する。</u></p> <p>(定時総会の基準日)  第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(株主総会の招集者および議長)  第11条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。  2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者および議長)  第14条 (現行どおり)  2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株主総会の決議方法)  第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)  第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。  ただし、株主または代理人は総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)  第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印して原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)  第15条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)  第16条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。  (新 設)</p> <p>2. 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)  第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)  第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)  第17条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。  ただし、株主または代理人は総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)  第18条 当会社の取締役は9名以内とする。</p> <p>(選任方法)  第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の任期)  第17条 <u>取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>3. <u>増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p> <p>(役付取締役および代表取締役)  第18条 <u>取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名ならびに専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会長および取締役社長は、各自当会社を代表する。</u></p> <p>3. <u>前項のほか、取締役会の決議をもって、第1項の役付取締役のなかから、会社を代表する取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会規程)  第19条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)  第20条 <u>取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u>  <u>取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)  第21条 <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。</u>  <u>ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p>	<p>(任期)  第20条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u>  (削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第21条 <u>取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、各若干名を定めることができる。</u>  (削 除)</p> <p>(取締役会規程)  第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第24条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行なう。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行なう。</u> 2. <u>当社は会社法第370条の要件を充したときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録) 第23条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印し、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役の報酬) 第24条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) 第27条</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査役、監査役会および会計監査人</p>
<p>(監査役の数) 第25条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(員数) 第28条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第26条 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>
<p>(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(任期) 第30条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> 2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(常勤監査役) 第28条 監査役は、その<u>互選</u>により常勤の監査役を<u>定める</u>。</p> <p>(監査役会規程) 第29条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。 2. <u>前項のほか</u>、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>監査役会を開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役会の議事録) 第32条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印し、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(監査役の報酬) 第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤</u>の監査役) 第31条 監査役<u>会</u>は、その<u>決議</u>により常勤の監査役を<u>選定</u>する。</p> <p>(監査役会規程) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり)  2. <u>監査役会は</u>、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第34条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(報酬等) 第35条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u> 2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)  第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</p> <p>(利益配当金)  第35条 利益配当金は、毎営業年度末日現在における株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当金)  第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)  第37条 利益配当金および中間配当金は、当社がその支払を開始した日から満3年以内に受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。なお、未払配当金には利息をつけないものとする。</p>	<p>(会計監査人の責任免除)  第37条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)  第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)  第39条 当社は、剰余金の配当等<u>会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(剰余金配当の基準日)  第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。  2. <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>  3. <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)  第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

以 上